

委 第 2 号

わいせつ行為により教員免許が失効した者
に関する厳格な制度の構築に向けた検討を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期に悪影響を及ぼす行為であり、根絶に向け取組を強化する必要があるが、わいせつ行為等に係る懲戒処分等を受けた全国の公立学校教員は、平成30年度に過去最多の282名に上り、本県においても、教員による児童生徒に対するわいせつ行為が発生するなど、看過できない状況にある。

このような中、国は、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員については、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう、各教育委員会を指導するとともに、教員免許の失効に係る官報掲載情報を採用権者である教育委員会に提供し、情報の共有を図っているところである。

しかしながら、現行の教員免許制度では、懲戒処分等により教員免許が失効しても、3年経過すれば再取得が可能となっており、また、官報掲載情報を提供するシステムでは、懲戒処分等の理由は掲載されていないことから、児童生徒に対するわいせつ行為を行い、教員免許を失った者が、再度教員免許を取得し、被処分歴等を秘匿して教壇に立つことが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、子供たちが安心して学べる環境づくりを進めるため、教員免許の再授与に係る関係法令の見直しや、わいせつ行為に係る教員免許の失効情報を教育委員会と共有する体制の整備等、わいせつ行為により教員免許が失効した者に関する厳格な制度の構築に向けた検討を行うよう強く要請する。